令和８年（フ）第２０３７号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―304号
破産者　須川　富生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０３８号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―304号
破産者　須川　貴子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６４１号
大阪府吹田市江坂町２丁目７番25号　(405)
破産者　山口　風輝
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７６０号
大阪市都島区都島南通１丁目20番15号　ユニゾンマンション　402号
破産者　草薙　　舞
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７６３号
大阪府東大阪市花園東町２丁目10番31号　ハイツヒトヨシ　303
破産者　北嶋真衣子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１８号
大阪市大正区泉尾２丁目４番６号
破産者　嶋崎　米重
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５０号
大阪市淀川区宮原４丁目５―26―1705、住民票上の住所広島市安佐南区祇園２丁目28番10―201号
破産者　荒木　良太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１１３号
大阪市東成区中本１丁目１番８―902号
破産者　日坂　稜子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市大物町１丁目３番36―１号、前住所大阪市西区土佐堀２丁目３番34―806号
破産者　１ａ　Ｓｏｐａこと　小林瑠衣子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目１番地の６
破産者　鶴田　浩生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２４号
岡山県津山市中原776番地、住民票上の住所岡山県津山市新野東1151番地　清原ビル302
破産者　清原美穂子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２６号
岡山県津山市上高倉941番地３
破産者　眞木　康惠
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２０４号
広島市中区大手町５丁目７番５―602号
破産者　藤田　健太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５８４号
広島市安佐南区山本２丁目３番12号
破産者　福原　　航
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９８号
広島県大竹市玖波４丁目１番１号　広島西医療センター、住民票上の住所広島県安芸郡坂町坂西３丁目10番４号
破産者　槇尾　俊行
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東須恵2065番地１　コルナーレⅡ棟203号
破産者　ＹＡＯＹＡオガタ屋こと　尾形　　梓
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第８５号
山口県宇部市大字東岐波933番地
破産者　藤本　朗子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４７号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田32番地８　ガーデンヒルズ藍住Ⅰ　301号
破産者　武市　裕司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６６号
香川県丸亀市川西町北2278番地１パーク・アベニューＡ棟102号
破産者　土谷　光弘
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部